

◎新潟県告示第1293号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、原巻、弥彦、船岡山・山本山、成田山、柏崎港、米山及び中頸城海岸鳥獣保護区（平成14年10月新潟県告示1986号）の存続期間を次のとおり更新する。

平成24年10月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 原巻鳥獣保護区

(1) 区域

胎内市関沢（旧中条町大字関沢字才の神）地内の才の神橋を起点とし、市ノ沢林道に沿って南東に進み、中条小学校学校林標柱に至り、ここから峰境を進み中ノ沢林道に至る。ここからさらに同林道を北に進み、堤を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地に残された樹林帯であり、キジバト、ヒヨドリをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定して当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

2 弥彦鳥獣保護区

(1) 区域

新潟市西蒲区間瀬地内の坂本川左岸の日本海汀線との接点を起点とし、ここから坂本川を間瀬橋西詰までさかのぼって国道402号線と県道新潟五泉間瀬線との三叉路に入り、県道新潟五泉間瀬線を東に進み樋曾地内で市道岩室温泉樋曾線との交差点に至る。ここから市道岩室温泉樋曾線を南に進み岩室地内で県道新潟寺泊線との三叉路に至る。ここから県道新潟寺泊線を南に進み石瀬及び金池を経て弥彦村に入り、県道吉田弥彦線の交差点を過ぎ、走出を経て観音寺地内で県道弥彦岩室線とのT字路に至る。ここから県道弥彦岩室線を西に進み、猿ヶ馬場を経てさらに進み、長岡市寺泊との境界線に至る。ここから同市境界線を南に進み、信濃川を横切り渡部鳥獣保護区との境界線を進み渡部地内で県道新潟寺泊線に至る。ここから同県道を西に進み市道寺泊100号線との三叉路に至る。ここから市道寺泊100号線を西に進み、白岩地内で新島崎川の左岸に至る。ここから同左岸を海岸に向かって進み日本海汀線に至る。ここから汀線を北に進み大河津分水路河口、野積海岸、女釜、獅子ヶ鼻及び崖松を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、県民が野鳥との触れ合いの場として利用する新潟県野鳥の森があるなど、林相が豊かな地域であり、クロツグミ、ウグイスをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 船岡山・山本山鳥獣保護区

(1) 区域

小千谷市本町地内の国道291号線と市道本町山本線の交点を起点とし、ここから同市道を南に進み、山本地内の国道117号線との交点を通過し、市道山本山観光道路線に至る。ここから同市道を南東に進み、J R 山本

調整池に至り、さらにJR山本第2調整池東岸沿いを進み、市道池ヶ原山本線の交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道谷内西中線に至る。ここから同市道を西に進み、市道谷内外郭線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道栄町四ツ子線に至る。ここから同市道を南西に進み、主要地方道小千谷十日町津南線に至る。ここから同主要地方道を北に進み、国道117号線との交点を通り、市道川岸船岡外回り線に至る。ここから同市道を北西に進み、市道上ノ山8号線の交点に至る。ここから同市道を南西に進み、国道117号線の交点に至る。ここから同国道を北西に進み、県道法坂姉木線の交点に至る。ここから同県道を西に進み、時水地内で市道山谷吉谷線の交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道時水8号線の交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道7号線の交点に至る。ここから同市道を東に進み、市道山谷吉谷線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、国道291号線に至る。ここから同国道を東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、ヒマラヤスギ、モミ等の針葉樹林やシラカシ等の照葉樹林など林相の変化に富む地域であり、区域南側は、遊歩道・展望台等も整備されている山本山（336メートル）の山麓及び田園地帯、JR信濃川発電所の人工池からなり、長岡東山山本山県立自然公園と隣接している。また、JRの人工池にはガン・カモ類を中心に毎年数千羽の水鳥が飛来し、山麓には、タヌキ・キツネの獣類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

4 成田山鳥獣保護区

(1) 区域

魚沼市小出地内の主要地方道小出奥只見線小出橋東詰を起点とし、国道352号線を東に進み主要地方道小出奥只見線との分岐点に至る。ここから同主要地方道を南に進み佐梨川橋に至り、同橋を渡って佐梨川左岸に至り、さらに同川左岸を上流に進み国道17号線新佐梨橋に至る。ここから同国道を南に進み中原地内で新大池川橋を渡り大沢川左岸に至り、さらに同川左岸を下流に進み魚野川との合流点に至る。ここから魚野川右岸を下流に進み県道浦佐小出線青島大橋東詰に至る。ここから同県道を西に進み小出高校前交差点に至り、さらに西に市道を直進し県道五箇小出線との分岐点に至る。ここから同県道を北東に約150メートル進んだ四又路から広域農道を北西に約50メートル進み赤子沢川に至り、さらに沢沿いに上流に進み旧堀之内町との境界に至る。ここから境界を北に進み県道堀之内小出線に至る。ここから同県道を東に進みJR上越線新四日町踏切に至り、同踏切を渡り魚野川左岸に至る。ここからJR上越線沿線を上流に進みJR只見線に至り、さらに只見線沿いに北に進み県道下倉小出線に至る。ここから同県道を南東に進み国道352号線に至り、さらに同国道を南に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該区域は、一級河川魚野川及び佐梨川の合流点を中心とする地域である。魚野川左岸側一帯は、ミズナラの低木やスギ等からなる林野で、河川敷内には、マコモ、ヨシ、ガマ、ヤナギ等が茂っている。鳥獣にとっては、森林から水場・都市近郊まで多様な生息環境があり、それぞれに適応した多くの鳥獣が生息している。また、野鳥愛護団体（小出野鳥の会）による探鳥会等の野鳥保護活動も盛んであり、区域内には県愛鳥モデル校である小出中学校もあることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護と観察及び環境教育・学習の場として活用を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響

を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 柏崎港鳥獣保護区

(1) 区域

柏崎市松波地内の松浜中学校前を起点とし、ここから国道352号線を南西に進み、安政橋を渡り、安政町、北園町、栄町、学校町を経て市道柏崎1-1号線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、東港町、西港町を経て、西本町三丁目地内にて県道黒部柏崎線との交点に至る。ここから同県道を南東に進み、鶴川橋に至る。ここから同国道を西に進み鯨波地内で前川に架る前川橋に至り、さらに前川左岸を下流に進み日本海に至る。ここから日本海汀線を北東に進み、番神岬、柏崎港突堤、鶴川河口及び鯖石川河口を経て松浜中学校地先の海岸に至る。ここから東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、海岸部及び丘陵地に「潮風」及び「赤坂山」の2つの都市公園を有する地域であり、多種多様な鳥類100種類以上が生息し、希少鳥類のハヤブサも確認できる。また、渡りの時期にも海岸線を移動する多くの種類・数の野鳥を確認でき、安政町悪田自然緑地は「環境省2級鳥類観測ステーション」に指定されている。そして、渡り鳥の生態を調べる標識調査が継続して行われており、鳥獣保護区として存続を図る必要がある。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用しながら管理を図る。

6 米山鳥獣保護区

(1) 区域

上越市柿崎区峠地内の小村峠を起点とし、ここから県道柿崎小国線を南西に進み、通称黒岩大用水路に至る。ここから用水路に沿って山すそを西に進み、北黒岩地内で農道城山裏線に至る。ここから同農道を北に進み農道終点から城山(478メートル)の東側沢筋を通り、猿毛川支流を渡り同本流に達し、北水野林道に至る。ここから同林道をさらに西に進み、通称西の峠から水野地内の天然寺裏山すそを経て米山登山道に至る。ここから同登山道を北に進み、通称出会を経て下牧経由の登山道との合流点から同登山道を西に下り農道石原線に至り、ここから同農道を北に進んで平沢川の上流に至る。ここから同河川を南西に下り、本流との合流点から農道小萱平沢線に入って北に進み小萱集落に至る。ここから上越市柿崎区道上の平線を北東に進み、柏崎市地内に入って大平地内で旧大平小学校前から米山林道に入り、約3,550メートル山頂に向かって進み、柏崎市大字大平字奥山内の保安林のカーブから北東に下り、米山登山道吉尾コースに至る。ここから小杉の通称前山(607.5メートル)に向かって尾根づたいに進み、さらに前山から通称赤岩山へ向かって尾根づたいに南東に進み、旧白蛇の池米山登山道に至る。ここから同登山道を北東へ進み、柏崎市谷根ダムに至る。ここから谷根川を上流に進み、柏崎市赤岩ダムを経てさらに上流に進み、上越市柿崎区との境界線の一本木に至り、ここから同境界線を南東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は佐渡弥彦米山国定公園を区域に含み、森林地帯に生息する鳥類の重要な繁殖地である。また、この地域に隣接してミサゴ、ハヤブサの繁殖地があり、鳥獣保護区として存続させる必要がある。

ウ 管理方針

定期的に巡視をするなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育、学習の場として活用しながら管理を図る。

7 中頸城海岸鳥獣保護区

(1) 区域

上越市柿崎区地内の石子川河口左岸を起点とし、ここから同左岸を上流に進み国道8号線に至る。ここから同国道を南西に進み、直海浜地内でJR信越線に至る。ここから同線に沿って南西に進み、大潟区雁子浜地内で市道大潟7号線との交差点に至り、ここから同市道を南に約150メートル進み農道に至る。ここから同農道を北東に進み柿崎区との境界を通過し、市道上下浜長峰線に至り、さらに東に進み市道上下浜内雁子線との交差点に至る。ここから同市道を南東に進み大潟区内雁子地内で市道大潟1号線に至り、ここから同市道を朝日池の湖岸に沿って西に進み主要地方道大潟・高柳線に至る。ここから同主要地方道を南に進み市道大潟2号線に至る。同市道に入るとすぐに「新潟県立大潟水と森公園」の区域に至る。ここから同県立公園の区域界に沿って西に進み、同県立公園内の「丸山古墳」南端で右に折れ、ここから同県立公園区域界を北西に進む。北陸自動車道付近で同県立公園区域界が陸地に入るため、ここから鵜の池湖岸を北西に進み北陸自動車道に至る。ここから同自動車道南側に沿って北東に進み主要地方道大潟・高柳線に至る。ここから同主要地方道を西に進み潟町地内でJR信越線に至り、ここから同主要地方道に沿って南西に進みJR北陸線との分岐点に至る。ここからJR北陸線を西に進み、上越市国府地内で県道春日山城直江津線との交点に至る。ここから同県道を北に進み市道国府1丁目3号線との交差点に至り、ここから同市道を西に進み市道蓮池公園線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み市道五智6丁目環状線に至り、さらに北に進み居多浜で日本海汀線に至る。ここから汀線を北東に進み、直江津、大潟、柿崎の各海岸を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、海岸線を移動する鳥類にとって重要な渡りのコースであり、希少鳥類のオジロワシ等も観察されている。また、朝日池、鵜の池はマガン、ヒシクイのガン類、カモ類、ハクチョウ類の越冬地として重要であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保に資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。